

大分県航空宇宙産業参入研究会規約

(名称)

第1条 本研究会を「大分県航空宇宙産業参入研究会（以下「研究会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 研究会は、航空機産業、宇宙産業への参入を目指す県内企業の技術開発、販路開拓、人材育成、企業間連携・産学官連携等により、県内企業の成長及び産業振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は前条の目的を達成するため、航空・宇宙産業参入に係る次の事業を行う。

- (1) 生産力、技術力向上に資する活動
- (2) 販路開拓に資する活動
- (3) 人材育成に資する活動
- (4) 新規参入を目指す企業の発掘及び育成に資する活動
- (5) 企業間連携と産学官連携の推進に資する活動
- (6) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は研究会の趣旨に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) 航空・宇宙産業に携わる企業及び関心のある企業
- (2) 大学、試験研究機関、産業支援機関、金融機関、行政機関等

2 会員の入退会は、別に定める入会申込書及び退会届を事務局に提出するものとする。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、公益財団法人大分県産業創造機構取引振興課（以下、「機構」という。）に置く。

- (1) 事務局は、第3条の事務を行うため、事業の企画、運営を行う。
- (2) 事務局は、第4条の研究会事務の処理を行う。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は機構が別に定める。

付 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年6月11日から施行する。